

第 3 5 回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成 2 2 年 3 月 2 6 日 (金) 13:30 ~

場所 K K R ホテル札幌 2 階孔雀

1 開 会

2 議 事

(1) 第 4 回提案に係る国の対応等について

(2) 道民提案（新規分）の第 1 次整理の確認について

(3) 分野別審議について

参考人意見聴取等

(4) 次回（第 3 6 回）委員会について

(5) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料 1 道州制特区提案の状況
- 資料 2 衆議院総務委員会（平成 22 年 2 月 19 日）議事録（抄）
- 資料 3 - 1 道民提案（新規分）の第 1 次整理の状況
- 資料 3 - 2 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表
- 資料 4 第 5 回答申に向けた道民提案等の一覧表
- 資料 5 NPO の現状と課題
- 資料 6 分野別審議資料

第35回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委員】

氏名	現職	備考
五十嵐 智嘉子	(社)北海道総合研究調査会常務理事	副会長
井上 久志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会長
河西 邦人	札幌学院大学経営学部経営学科教授	
竹田 恒規	北星学園大学経済学部講師	
南部 ムツアツ シズ子	光塩学園理事長	(欠席)
宮田 昌利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
湯浅 優子	農業・ファームイン経営	

(50音順)

【参考人】

氏名	現職
北村 美恵子	北海道NPOサポートセンター理事

【事務局】

氏名	役職
山本 広海	北海道総合政策部地域主権局長
出町 祐二	北海道総合政策部地域主権局次長
本間 研一	北海道総合政策部地域主権局参事
渡辺 明彦	北海道総合政策部地域主権局参事

道州制特区提案の状況

第1回提案 (H19.12.19提案 H20.3.21閣議決定)

国の対応状況等

資料 1

国への提案時期等

地域医療	札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更	20年度省令改正により届出廃止	H19/10/3 第1回答申
	労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大	19年12月の政令改正により全国で実現済	H19/12/12 道議会議決
	地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大	北海道のニーズを見極めつつ継続検討	H19/12/19 国へ正式提案
食の安全・安心	JAS法に基づく監督権限の移譲	21年度政令改正により全国で実現	H20/2/14 [国] 参与会議
くらしの安全・安心	水道法に基づく監督権限の移譲	20年度政令改正により21年度移譲 財源については交付金として73万円を措置	H20/3/21 [国] 推進本部 基本方針変更の 閣議決定

第2回提案 (H20.3.31提案 H21.3.27閣議決定)

環境	国土利用の規制権限等の移譲	分権改革の検討状況を踏まえて検討。農地転用許可は新農地法施行後5年を目処に検討	H19/12/18 第2回答申 H20/3/26 道議会議決 H20/3/31 国へ正式提案 H21/3/27 [国] 推進本部 基本方針変更の 閣議決定
	人工林資源の一体的な管理体制の構築	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	
	森林関係審議会の統合	現行制度で対応可能であることを通知	
	廃棄物処理法に基づく権限の移譲	モデル事業の実施及び省令改正により対応	
観光	特定免税店制度の創設	別の手法による実現について別途検討	H21/3/27 [国] 推進本部 基本方針変更の 閣議決定
	国際観光振興業務特別地区の設定	別の手法による実現について別途検討	
	企業立地促進法に基づく権限の移譲	道州制の税財政等のあり方を踏まえ検討	
	外国人人材受入れの促進	道と定期的な意見交換を実施	
	地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大	道の試験実施状況を踏まえ継続検討	
地方自治	町内会事業法人制度の創設	現行で対応可能な範囲を明確化し通知	
	法定受託事務の自治事務化	関連の提案と一体的に検討	

第3回提案 (H20.10.8提案 H21.3.27閣議決定, H22.3月一部変更)

地方自治・地域再生	維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止	維持管理にかかる負担金制度を廃止	H20/7/18 第3回答申
	道道管理権限の町村への移譲	分権改革推進要綱に基づき検討し全国措置	H20/10/3 道議会議決
	福祉運送サービスに係る規制緩和	運用変更により全国展開	H20/10/8 国へ正式提案
	コミュニティハウスの制度創設	通知により推進。実施状況を踏まえ社会福祉法の見直しの中で制度化を検討	H21/3/27 [国] 推進本部 基本方針変更の 閣議決定
	指定都市等の要件設定権限の移譲	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	

第4回提案 (H21.7.16提案 H22.3月閣議決定予定)

地方自治・地域再生	「条例による法令の上書き権」の創設	地方分権改革推進計画に基づき条例制定権を拡大	H21/4/10 第4回答申
	国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示	現行制度で対応可能である旨を通知	H21/7/3 道議会議決
地域医療	郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大	現行制度で対応可能な範囲を明確化し通知	H21/7/16 国へ正式提案
	過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例措置	基本的には対応困難。現行制度で一部対応可能である旨通知	
健康づくり産業	健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	健康食品の表示に関する検討等を踏まえ継続検討	

北海道からの道州制特区提案に係る対応について【総括表】

(○は道州制特別区域基本方針の変更を行うもの)
(△は検討を継続するもの)

資料 1 (追加)

(第4次提案 平成21年7月16日提出)

NO	提案項目	主な関係省庁	対応
①	「条例による法令の上書き権」の創設	総務省	地方分権改革推進計画に基づき条例制定権を拡大
②	国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示	内閣官房	現行制度で対応可能である旨を通知
③	郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大	総務省	現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知
④	過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例措置	厚生労働省	基本的には対応困難であるが、 現行制度で一部対応可能である旨通知
△⑤	健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	消費者庁	健康食品の表示に関する検討等を踏まえ継続検討

(第3次提案 平成20年10月8日提出)

NO	提案項目	主な関係省庁	対応
②	維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止	国土交通省	維持管理に係る負担金制度を全国的に廃止

北海道からの道州制特区提案に係る対応について

(第4次提案 平成21年7月16日提出)

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
1	<p>「条例による法令の上書き権」の創設</p> <p>(内容) 地域において、地域の特性に応じた施策展開ができるようにするため、地方公共団体の事務に関する法令上の基準などについては、原則として条例で書き換えることができること(上書き権)の根拠規定を地方自治法の中に創設する。</p>	総務省	地方分権改革推進計画に基づき条例制定権を拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)に基づき、義務付け・枠付けの見直し及び条例制定権の拡大に取り組み、必要な法制上その他の措置を講じる。
2	<p>国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示</p> <p>(内容) 道州制特区推進法に基づく権限移譲の提案について、北海道(特定広域団体)が事前に国の出先機関等の予算や人員体制等について把握した上で権限移譲を求めることができるよう、国が北海道からの求めに応じ、財源や人員等の内容について情報を開示しなければならぬこととする。</p>	内閣官房	現行制度で対応可能である旨を通知	<ul style="list-style-type: none"> ・道州制特区推進法第26条を活用し、必要な資料の提供等を求めることが可能である旨を通知

北海道からの道州制特区提案に係る対応について

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
3	<p style="text-align: center;">郵便局の活用が可能な 地方公共団体事務の拡大</p> <p>(内容) 住民サービスの向上や行政の効率化に向けて、市町村が地域の郵便局を効果的に活用できるようにするため、現在、法律で定められている郵便局で取り扱うことができる地方公共団体の事務を、地域の状況に応じて、条例で増やすことができるようにする。</p>	総務省	現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)により、地方公共団体は指定した郵便局において、6つの証明書の交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を取り扱わせることができる。また、個別法に基づくものではなく地方公共団体が独自に交付している証明書については、各地方公共団体の判断により交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を郵便局において取り扱わせることができる。 ・上記の旨を、文書により通知する。 ・なお、政府においては、「郵政改革の基本方針」(平成21年10月20日閣議決定)に基づき、郵便局ネットワークを地域のワンストップ行政の拠点として活用することとしている。
4	<p style="text-align: center;">過疎地域等における病院と 診療所の連携に係る特例措置</p> <p>(内容) 病院のベッドの一部を地域の診療所に開放し、診療所の医師と病院の医師が連携し、共同で患者の診療等を行う「開放病床」が過疎地域等において促進されるよう、開放病床を設置している病院における医療法に基づき配置すべき医師の標準数の算定式に、特例措置を講じる。</p>	厚生労働省	基本的には対応困難であるが、現行制度で一部対応可能である旨通知	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置基準は、提供される医療サービスの質に直結し、国民の生命に重大な影響を及ぼすものであるため全国統一の基準を定める必要がある。 ・なお、過疎地域等において医師の確保が著しく困難であると認められる病院における人員配置基準を緩和することについては、医療法施行規則第50条の規定により対応することが可能である旨を、文書により通知する。

北海道からの道州制特区提案に係る対応について

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
5	<p>健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設</p> <p>(内容) 人の健康に好影響を与える、いわゆる健康食品について、その情報を表示できるのは、現在、消費者庁長官が許可する「特定保健用食品」制度しかないことから、道内が主産地である農水産物を原料とする健康商品に関し、その情報を北海道独自の表示基準に基づき、北海道知事の許可により表示することができるようにする。</p>	消費者庁	健康食品の表示に関する検討等を踏まえ継続検討	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁内の「健康食品の表示に関する検討会」において、健康増進法に基づく特定保健用食品等の表示制度を含め、いわゆる健康食品に関する表示の課題に関する論点の整理を行った上で、消費者委員会へ報告、引き続き議論される予定であり、その検討結果を踏まえ継続検討する。 北海道における審査等の体制整備の状況等も勘案し継続検討する。

(第3次提案 平成20年10月8日提出)

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
2	<p>維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止</p> <p>(内容) 国と地方公共団体の役割分担の明確化のため、国道、一級河川、都市公園の国直轄事業について、その維持管理費を道に一部負担させることを廃止する。</p>	国土交通省	維持管理に係る負担金制度を全国的に廃止	<ul style="list-style-type: none"> 第174回通常国会に、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止する法案を提出したところ。 ただし、経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用については、その対象を明確にした上で、地方から負担金を徴収する(平成23年度には維持管理費負担金を全廃する)。

道州制特区の推進に関する意見書

○ 法令による義務付け・枠付け等の見直しの推進と条例制定権の拡大

地域主権型社会の下では、地域が制度の企画立案権限も含めた立法面での権限移譲を国から受け、地域自らの発想で地域の特性に応じた施策を条例に基づいて展開することが期待されることから、北海道は、第4回提案において、地方公共団体の事務に関して国の法令による義務付け・枠づけ等の規定を条例で書き換えることができる「条例による法令の上書き権の創設」を提案したところであります。

国の義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会においても、その規定の廃止や条例による補正（上書き）などの見直しを行うべく勧告を行っており、それを受けて政府は、昨年12月に121条項の見直しに関する地方分権改革推進計画を策定し、さらに今後も見直しを行っていくものと承知しております。

「地域のことは地域で決める」という地域主権型社会において、地域がその実情に応じ、自らの責任において行政を展開できるようにするためには、国から地方への事務事業の移譲だけにとどまらず、法制的な観点からの地域主権、すなわち自治立法権の確立が不可欠であり、政府におかれましては、国による義務付け・枠付けの見直しを積極的に行い、地方自治体の条例制定権の拡大に努めるべきと考えます。

以上、意見を提出します。

平成22年2月26日

道州制特別区域推進本部長 鳩山 由紀夫 様

道州制特別区域推進本部参与会議

参与 岡山県知事 石井 正弘

参与 北海道知事 高橋 はるみ

衆議院総務委員会（平成22年2月19日） 議事録（抄）**○稲津委員**

道州制特区推進に関して、この法律を今後どう取り扱おうというふうに現時点では考えられているのか。

北海道から第五回目の提案が新しい年度になって出てくるということを前提にしてお聞きしたいんですけども、この提案をまさに今後もしっかり受けていくべきだ、このように考えますけれども、大臣の現時点での見解をお伺いします。

○原口国務大臣

まさに委員がお話のように、私たちは地域主権型の道州制を射程に置いて考えておるわけでございまして、将来の地域主権型道州制の導入の検討に資するため、特定広域団体からの提案を受けて、国からこの場合は北海道ですけれども、北海道に移譲する事務事業を追加していく、こういう基本的なスタンスを考えています。

道民提案（新規分）の第 1 次整理の状況

1 道州制特区提案として検討すべきもの（15本）

大分類	中分類 〈小分類〉	細分類	NO	概 要	実現するために 考えられる手法
A 地域 医療	その他 〈その他〉	携帯型心電計 使用に関する 使用制限緩和	269	ヘルパー等が在宅患者に対して携帯型心電図を使用できるようにするのとあわせ、保健福祉事務所・保健センターと医療機関、住民を通信ネットワークで結ぶシステムの導入を促す。	社会福祉士及び介護福祉士法の改正、又は心電図検査について医行為に当たらない旨の通知が国より発出されること。
C 土地 利用 規制	土地利用一般 〈地方裁量範囲 の拡大〉	農用地の活用	270	土地の有効活用を促進するため市町村にもっと権限移譲を促進する。	農地法、農振法の改正
D 経済 振興	その他 〈企業誘致等〉	企業立地促進 法に係る地方 交付税制度の 拡充	271	企業立地促進法による企業立地について、（総務省令による対象業種以外でも）道内各地域の基本計画における集積業種を対象に固定資産税等を減免しても、普通交付税による補てんを受けることができるようにする。	企業立地促進法の改正
	観光振興 〈観光客誘致〉	地域観光の振 興	272	地域側独自にツアーを組み、募集し、集金が合法的にできるようにする。宿によるツアー募集の合法化、ガイドのツアー募集（旅程のあるもの）、レンタカーのマイクロバスによる運送を行えるようにする。	旅行業法の改正 道路運送法の改正
H 地域 振興	地方自治の強化 〈役割分担の明 確化〉	道路・河川に 係る権限移譲	273	道路・河川の管理に関する権限を地域の市町村に一元化する。	道路法、河川法の改正
	地方自治の強化 〈自治体財政・ 会計の改善〉	地方自治法施 行令第158 条における「寄 付金」取扱い の特例	274	ふるさと納税についてコンビニエンスストアにおける収納をできるようにするため、地方自治法施行令第158条に掲げる普通地方公共団体の歳入に寄付金を追加する。	地方自治法施行令 の改正
	地方自治の強化 〈市民活動・ボ ランティア活動 の活性化〉	北海道特定活 動法人制度の 創設	275	北海道独自の法人組織の制定。例えば「北海道特定活動法人」などの認可を与え、税制、資金確保で優遇する。	民法の改正 一般社団及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 特定非営利活動促進法、租税特別措置法の改正

大分類	中分類 〈小分類〉	細分類	NO	概 要	実現するために 考えられる手法	
H 地域 振興	地方自治の強化 〈市民活動・ボ ランティア活動 の活性化〉	認定NPO法 人制度の認定 要件	276	認定NPO法人制度の認定要件の厳し さが制度の推進を妨げている。認定NP O法人制度の認定要件を緩和し、認定書 類の煩雑さを改善する。	租税特別措置法の 改正及び施行令の改 正	
		NPOバンク 支援	277	貸金業法における規制のため、NPOバン クの設立、運営が困難になっている。貸 金業に関して、指定信用情報機関制度に おいてNPOバンクを適用除外とする。	貸金業法の一部改 正	
	地域活性化 〈道民に対す る優遇措置〉	法人税率と贈 与税率の特例	278	企業誘致のための法人税率の減免、高 齢者の移住促進のための贈与税率の減免 を行う。	法人税法、相続税 法等の特例	
	地域活性化 〈その他〉	ゴールデンウ ィーク特 区	279	北海道をゴールデンウィーク特区とし て、大型連休を6月に設定する。	国民の祝日に関す る法律の特例	
		国からの権限 ・事務移譲な ど	280	総合振興局支部を設置し、国の事務（自 動車登録・車検、法務局など）を北海道 に移譲し、総合振興局支部で取り扱える ようにする。	国の権限・事務の 道への移譲	
		ポストバス	281	スイスなどのポストバスのように、自 動車輸送の貨客混載を認め、過疎地域の 足を確保する。	道路運送法、郵便 物運送委託法の改正	
		国庫補助を受 けた公共施設 の転用に係る 例外	282	国庫補助を受けた公共施設の他用途へ の転用について、少子高齢化等、開設当 時に予想できなかった情勢の変化等があ るので、補助金返還に係る適用除外措置 をもうける。	補助金等適正化法 及び施行令を改正	
	J 福祉	福祉 〈福祉〉	地域通貨を利用 した社会福 祉に係る給付	283	単年度で失効する地域通貨により社会 福祉における給付を行う。	通貨の単位及び貨 幣の発行等に関する 法律の改正 生活保護法の改正

2 特区提案によらなくても対応可能なもの（23本）

大分類	中分類 〈小分類〉	細分類	NO	概要	理由
D 経済 振興	観光振興 〈観光客誘致〉	交通案内標識 の多言語化	284	外国人観光客のため、交通案内標識を中国語、ハングル、英語の併記とする。	現行施策の推進で対応可能
	その他 〈地場産業育成〉	大麻の活用促進	285	大麻取締法を緩和し北海道で麻産業をおこす。	大麻の違法な栽培や不正採取など事犯の増加を助長する恐れがある。
	その他 〈物流・人材移動の活性化〉	国際空港路の開設	286	国際航路の新規開設増と海外からの貨物・観光客の大幅増を図るため、国際航空路の開設の主体を道に移管する。	国の専掌事項（二か国間の協議必要）
F 環境 保全	環境保全 〈自然環境保全〉	漁業権の特例	287	川釣りについてルールに基づいた釣りとなるよう、取締の権限を市町村に与える。料金徴収もできるようにする。	現行法令で対応可能（漁組設立→漁業権の免許を知事から取得→遊漁規則を定め知事の認可→規制や料金徴収可能）
		有害獣の駆除促進	288	国有林、道有林、私有林の別なく駆除の許可を出せるようにする。	現行法令で対応可能（都道府県は、国・私有林の区別なく駆除を許可）
		銃刀法の特例	289	有害鳥獣駆除に係る人員確保のため、一定の条件を満たした者に対してライフル所持の許可期限（猟銃を継続して10年以上所持）を短縮可能とする。	現行法令で対応可能（通常の期間を短縮する特例措置あり）
H 地域 振興	地方自治の強化 〈基礎自治体の強化〉	市町村コンシエルジェ	290	市町村の実現したい政策について、道が専任のコンシエルジェを設置し、部横断的に調査、調整、折衝を行う。市町村と道の間の意思疎通が円滑となり、市町村の意向に沿った合併が進む。	現行施策の推進で対応可能（支障となる法令はない）
	地方自治の強化 〈その他〉	補助金事務処理の共同化	291	補助金事務処理センターを設置し、道、市町村の補助金事務のうち、交付の決定など政策判断に係る部分以外の業務を一元化することで事務の効率化を行う。	現行法令で対応可能（支障となる法令はない）
	離島振興 〈特有の負担解消〉	離島における救急搬送に係る特例措置	292	離島における迅速な救急搬送が可能となる特例措置を講じる。	現行施策の推進で対応可能（既に対応済み）
	地域活性化 〈独自基準の設定〉	食品衛生法の一部緩和	293	福祉に係るイベント時などにおいて食品衛生法の弾力的な運用を行う。	現行施策の推進で対応可能（営業許可は条例で定める事項）
		歴史的建造物保護のための建築基準設定	302	歴史的景観や歴史的建造物を保存・再生するため、建築基準法について北海道独自の基準とする。	現行法令で対応可能（建築基準法の適用を除外する規定あり）

大分類	中分類 〈小分類〉	細分類	NO	概 要	理 由
H 地域 振興	地域活性化 〈施設の整備 ・活用〉	交差点の拡幅	303	交差点を拡幅し、渋滞を減少させる。	現行施策の推進で 対応可能
		アイスバーン 体験ゾーンの 設置	304	冬を体験したことのない外国人観光客のため、国道に併設した観光用道路として、冬期間つるつる路面のアイスバーン体験ゾーンを設置する。	現行施策の推進で 対応可能
		国道の制限速度の見直し	305	絶景が楽しめる国道において、一律ではなく、メリハリの効いた制限速度とする。	現行法令で対応可能（都道府県公安委員会の権限）
	地域活性化 〈その他〉	国有財産の有効活用	294	国が利用する意図のない国有財産は地域に帰属させる。	現行施策の推進で 対応可能
		老朽家屋の解体促進	295	都市計画の逆線引きなどを行い老朽家屋の解体を促進する。	「逆線引き」を行った場合、逆に老朽家屋の放置状態を促す恐れあり。
		地域FMの特例	296	電波法を北海道の地域性に合わせ、北海道電波特区を制定する。	国の専掌事項 (混信等を防ぐため、 国外や他地域との調整が必要)
	地域活性化 〈その他〉	多様な働き方を可能とする公務員人事制度	297	地方公務員について育児、介護のため勤務の調整が必要な職員のみならず、生活を豊かにするための短時間勤務を選択できるようにする。	現行法令で対応可能（道条例により勤務時間等を定めている）
		パチンコ店の規制強化	298	パチンコ店への出店規制の強化を行い、廃止を含めた権限を知事に与える。	現行法令で対応可能（北海道公安委員会が営業を許可。道条例で地域や営業時間を規制）
		北海道版「定住自立圏構想」の創設	299	北海道版「定住自立圏構想」を創設し、中心市要件の緩和、北海道特例の包括的財政支援措置を行う。	現行施策の推進で 対応可能
		過疎地有償運送の促進	300	過疎地有償運送の協議会の中に過疎地域の現状を把握している受益者を委員として入れる。	現行法令で対応可能（受益者である住民・旅客を委員とすることは可能）
鉱業権に係る業務の義務づけ		301	鉱業権を持つ者が業務を行わない時は、業務を行うよう義務づける。	現行法令で対応可能（鉱業権者は6ヶ月以内に事業に着手する義務あり）	
I 教育 学校	教育・学校 〈教育・学校 〉	国公立大学の 入学金、授業 料の北海道独 自の策定	306	国公立大学の入学金、授業料について、北海道が独自に策定する。	大学設置者の専掌 事項 授業料は専ら各大学の経営問題